## 建設業退職金共済制度「掛金収納書(契約者が発注者へ)」提出書 又は証紙を購入しない場合の理由書 【高松市】

<u> </u>		
受注者	(印)	
X11-17	(H1)	_

(証紙を購入しない場合は、必ず押印すること)

- 1 契約締結後1か月以内に、「掛金収納書」を貼付し、工事監督員に提出してください。
- 2 証紙購入が遅れる場合
  - (1) 購入予定時期
  - (2) 理由
- 3 証紙を購入しない場合(○を付け、必要事項を記入すること)
  - (1) すべて他の退職金制度の対象社員・労働者による施工である。
  - (2) その他(具体的に)

## 「掛金収納書(契約者が発注者へ)」貼付個所

- \*当該工事に必要な証紙を購入し、労務者の共済手帳に貼付してください。
- \*下請契約を締結する際は、下請業者に対しても本制度の促進に努めてくだ さい。
- \*建設業退職金共済制度については、下記までお問い合わせください。

建設業退職金共済事業香川県支部 高松市磨屋町6-4 香川県建設会館内 Ta 087-851-7919